

## 第3章 計画実施時に留意すべき事項

---

### 第1節 関連計画や施策との連携

計画実施時においても、県土の整備、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する諸計画との整合性を確保する。

また、海岸は、海と陸とが接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

### 第2節 関係行政機関との連携調整

一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。

特に、海岸に隣接する保安林については、海岸における白砂青松等の良好な景観や環境を形成する重要な要素であるため、その保全や利用に関して保安林関係行政機関とのより緊密な連携調整を図る。

さらに、海岸法の改正に伴い新たな海岸管理者の責務となった「水門・陸閘等の安全かつ確実な操作規則の策定」に関しては、そのルールを定めるとともに、訓練や点検等の平常時の取組等、緊急時の確実な運用を図るためにも、関係する行政機関とより緊密に連携を図る。

また、本計画を効率かつ適切に推進するため、隣県の海岸管理者をはじめ、海岸を担当する関係機関相互の連携をさらに強化するとともに、河川管理者や保安施設管理者等と十分に連携を図る必要がある。

### 第3節 地域住民等の参画と情報公開

本計画を実効的かつ効率的に執行するために、計画策定段階でのアンケート調査や公聴会等による住民意見の収集と反映だけでなく、事業の実施段階においても地域住民等の関係者の積極的な参画を得て、合意形成を図りつつ事業を実施していくものとする。特に、施設整備にあたっては、景観、利用、防護等を総合的に考慮するとともに、地域住民等と合意形成を図りながら、施設計画等を検討していく。

そのため、本計画の内容はもとより、その実施によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況の調査結果等の情報公開を積極的に行い、事業の透明性の向上を図るものとする。

#### 第4節 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化があった場合や、今後想定される地球温暖化に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等に対する国の方針が示された段階においては、計画の基本的な事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じて見直しを行う。

また、計画の見直しを適宜かつ適切に行うため、砂浜、生物、生態系等の自然環境の変化、関係する計画等の改訂、地域住民や県民の海岸に対するニーズの変化等に関して継続的な調査、把握、分析等が可能となる体制づくりを検討する。